

生徒心得

学校内外の生活全般にわたって、自覚をもって規律ある生活を心がけよう。

この生徒心得は、学校生活を送るうえでの規律を保つために必要なきまりとして定めたものである。きまりを積極的に守ることはもちろん、進んで自己の品位とモラルを高めて、人に愛される立派な人格を築き上げるように努力しよう。

1 登下校についての心得

- (1) 身分証明書とセキュリティカードを所持し、決められたゲートを通過し登下校すること。
- (2) 始業前、時間に余裕をもって登校すること。
- (3) 特別な事情がない限り、放課後は速やかに下校すること。
- (4) ゲート閉鎖時は、「防災センター」に身分証明書とセキュリティカードを提示すること。
- (5) 通学規程を守り、交通安全に気をつけること。

2 校内生活についての心得

- (1) 欠席・欠課・遅刻・早退をするときは、届け出ること。
- (2) 成年者であっても、校地・校内での喫煙・飲酒は禁ずる。
- (3) 登校後、外出するときは、許可を得ること。
- (4) 許可なくして、本校以外の者を校地内にいれないこと。
- (5) 学校の施設・設備等は丁寧に扱い、破損した場合は速やかに届け出ること。(器物破損の際は、その原因により、弁償を命じられることがある)
- (6) 所持品・貴重品については、個人の責任のもとに管理すること。
- (7) 集会を催したり、印刷物の発行・広告を掲示しようとする場合は、学校の許可を得ること。
- (8) 校舎内での情報通信端末の使用は次のように定める。
 - ①授業中は個人所有の端末は使用を禁止する。
 - ②廊下・階段等通路での歩きながら、及び通行の妨げになる使用・操作を禁止する。
 - ③教材機器の管理においては、汚損や破損、紛失に注意し、利用は学習目的に限る。
 - ④情報管理を適切に行い個人情報などの漏洩に注意すること。

3 校外生活についての心得

- (1) 本校生としての自覚を持ち、公衆道徳を守ること。
- (2) 住所及び勤務先については、正しく学級担任に届け出ること。またその変更の際は速やかに学級担任に届け出ること。
- (3) 保護者に無断で外泊してはならない。
- (4) 自宅外から通学しようとする場合は、学校に願い出て許可を得ること。
- (5) バイク・自動車の運転免許を取得したときは、届け出ること。
- (6) 情報通信端末の使用にあたっては、情報社会でのルールやマナー及び法律を遵守すること。

4 選挙運動及び政治的活動についての心得

- (1) 学習活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行わないこと。

5 整容についての心得、その他

- (1) 常に質素・端正・清潔を心掛け、高校生としての品位をそこなわないこと。
- (2) 制服は定めないが、学校や学習の場にふさわしい服装であること。
- (3) 身分証明書とセキュリティカードは、常に携帯すること。